

～ 農地を埋め立てる場合（農地造成） ～

農地造成は、効率的な耕作を行うために実施される行為です。

従って、必要以上の盛土や造成後の耕作面積が造成前の耕作面積より減少する場合、隣接農地への土砂等の流出などの障害が起こるような計画は認められません。

農地造成を行うにあたり、農地法の一時転用許可や農業委員会への届出が必要となり、事業計画内容により手続きが異なります。

農地造成を行う場合には事前に農業委員会に相談のうえ、必要な手続きを行うようお願いします。

農地法の許可や届出がなく、無断で農地造成を行った場合や転用許可や届出に係る事業計画どおりに施工していない場合には、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。（農地法第51条3項から5項）又、違反転用をした者に対して「最高3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」という罰則の適用もあります。（農地法第64条）